令和７年４月１日版

佐倉市中小企業資金融資制度のご案内

この制度は、千葉県信用保証協会の信用保証により、佐倉市内の中小企業者が事業の経営上必要とする資金の調達を円滑にし、商工業の育成を図るために設けられたものです。

□ 中小企業者の範囲

中小企業信用保険法に従い、下記の資本金・出資金または従業員数のいずれか一方が下記に該当する法人または個人が申込対象となります。

業種	資本金・出資金	従業員数
製造業（運送業・建設業などを含む）	3 億円以下	300 人以下
卸 売 業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小 売 業	5,000 万円以下	50 人以下
医療法人等	―	300 人以下
NPO法人	―	製造業等 300 人以下 卸売業・サービス業 100 人以下 小売業 50 人以下

□ 申し込みから融資実行までの流れ

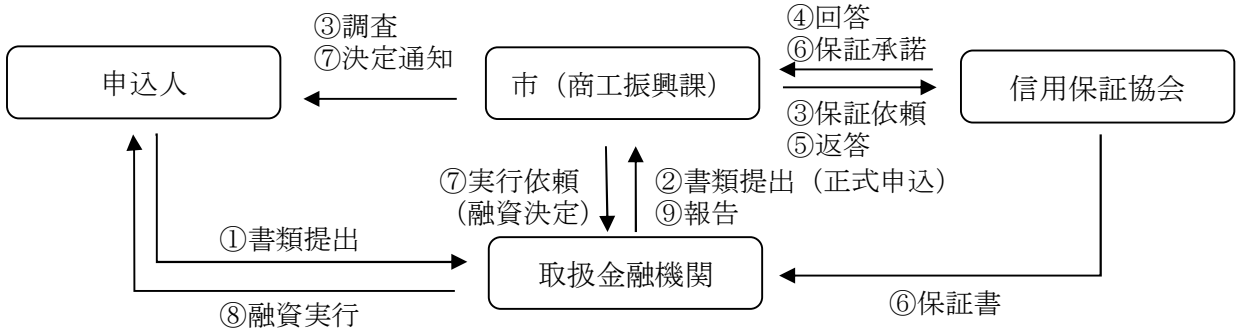

①申込人は取扱金融機関へ申込書類を提出します。

②金融機関が必要書類を追加して、市役所に提出します（**正式申込、金融機関から保証協会に直接書類を送付しないでください**）。

③提出書類を確認後、市役所は千葉県信用保証協会（以下、保証協会）へ保証依頼します。

（依頼後、市役所は申込人への聞き取り調査等を行います。）

④保証協会から市役所へ保証可否の回答が行われます。

⑤市役所は要件の調査事項の再精査を行って、保証協会に返答します。

⑥市役所の返答に基づき、保証協会は保証承諾（信用保証の決定）を行います。

⑦保証承諾後、市役所は融資決定を申込人と取扱金融機関に通知します。

⑧取扱金融機関は、**保証書と市の融資決定を書面にて確認後、融資実行します。**

⑨融資実行後、取扱金融機関は、市役所へ融資状況を報告します。

佐倉市 経済環境部 商工振興課

（お問い合わせ先） 制度融資担当

☎ 043-484-6529 ／ ✉ shoko@city.sakura.lg.jp

佐倉市中小企業資金融資制度一覧表　（令和７年４月１日現在）

■共通の融資要件

1　千葉県信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方であり、信用保証を受けられること（許認可等が必要な業種は許認可等を受けていなければ対象外）
2　融資の資金が市内で行う事業に要する経費に充てられること
3　佐倉市の市民税又は固定資産税を課せられていること（事業を開始する前の個人は除く、納税義務者である場合も可）
4　申込人及び連帯保証人が市町村税を滞納していないこと

■資金使途の違い・注意事項

・**運転資金**　：原材料・商品仕入及び手形・買掛金の決済等に要する資金であって、**市内の本店等**で調達する資金
・**設備資金**　：市内の店舗・工場等の新増築・改装及び機械の導入その他各種設備の購入に要する資金**（市内に限る）**
（ご注意）車両は、原則商用車に限る。但し乗用車の場合、車体の左右側面に、会社名または屋号を取り外し不可能な方法（マグネット等は不可）で表記（Ａ４サイズ以上）することが条件
※借り換え資金、土地のみの購入資金は対象外

■各資金種類の詳細（事務所等：店舗、工場、事業所、事務所など、本店等：本店又は主たる事務所）

資金名		各資金の融資要件	資金使途	融資期間（据置期間）	融資限度額（既存融資含む）（注１）	融資利率 ※融資利率の１／２（年利３．０%以内）を利子補給します。	責任共有制度	信用保証	信用保証料
一般の中小企業者向け	事業資金	・市内に事務所等を有し、１年以上継続して同一の事業を営んでいること	運転資金	５年以内	２，０００万円	１年以内　年　１．95% ３年以内　年　２．25% ５年以内　年　２．35% ７年以内　年　２．６% １０年以内　年　２．85%	対象	普通保証	年０．４５%～１．９０% までの９区分 ※別紙に示す条件を満たす場合は、上記信用保証料から一律０．１５%割引
			設備資金	１０年以内	３，０００万円				
	事業転換資金	・市内に事務所等を有し、１年以上継続して事業を営んでいること ・事業の転換又は多角化を行うこと	運転資金	５年以内	１，５００万円				
			設備資金	７年以内					
	商店街活性化資金（一般枠）	・１年以上継続して同一の事業を営んでいること ・商店街等の空き店舗等で小売業、飲食業又はサービス業（洗濯業、理容業及び美容業、写真業及び写真現像・焼付業、学習塾及び教養・技能教授業、医療業、機械等修理業、物品賃貸業に限る）を行うこと。 ・該当する商店会等に加入し、積極的に商店会の活動に携わること ・該当する商店会等と事前に協議（出店協議）を十分に行うこと	設備資金	７年以内（据置期間１２月以内）	１，５００万円（必要資金の８０%以内を限度）	１年以内　年　１．85% ３年以内　年　２．15% ５年以内　年　２．25% ７年以内　年　２．５%			
	小規模事業資金	・小口零細企業保証制度の対象となる資金であり、小規模企業者（※1）であること。 ・市内に事務所等を有し、１年以上継続して同一の事業を営んでいること ※1　従業員２０人以下（商業・サービス業は５人以下）。例外もあるため、詳細は商工振興課までお問い合わせください。 ※2　ＮＰＯ法人（医業を主たる事業とするものを除く）は小口零細企業保証制度の対象外となっているため、小規模事業資金の利用不可。	運転資金	５年以内	１，２５０万円（注２）	１年以内　年　１．85% ３年以内　年　２．15% ５年以内　年　２．25% ７年以内　年　２．５% １０年以内　年　２．75%	対象外	小口零細企業保証	年０．５０%～２．２０% までの９区分 ※保証協会の「特別小口保険に係る保証」の適用を受ける個人の場合は、年１．００%
			設備資金	１０年以内					
創業希望者・創業５年未満の事業者向け	創業支援資金	①市内で新たに事業を開始しようとする創業者の場合 ・次のア～ウのいずれかに該当すること ア：事業を営んでいない個人であって、新たに１月以内（※3）に市内で事業を開始する具体的な計画を有すること イ：事業を営んでいない個人であって、新たに２月以内（※3）に市内に本店等を設置する会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有すること ウ：会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに市内に本店等を設置する会社を設立し、事業を開始する具体的な計画を有すること ※3　国の認定を受けた創業支援事業計画に記載された特定創業支援事業における創業についての指導、助言等を受けた場合は、６月以内 ②創業後５年未満の事業者の場合。 ・次のア～イのいずれかに該当すること ア：市内で創業後５年未満の個人であり、引き続き市内において事業を行っていること イ：市内に本店等を設置する会社を設立後、５年未満であり、本店等の所在地が引き続き市内にあること	運転資金	５年以内（据置期間６月以内）	１，５００万円（注３）	１年以内　年　１．85% ３年以内　年　２．15% ５年以内　年　２．25% ７年以内　年　２．５%	対象外	創業関連保証	０．８０% ※下記条件を満たす場合は、０．６０% ①新たに事業を開始しようとする創業者又は事業を開始して１年を経過していない新規中小企業者 ②認定経営革新等支援機関から創業計画の策定支援を受けていること ※上記割引を受けた場合、年２回以上、取扱金融機関に対し、計画の実行状況を報告する必要あり
			設備資金	７年以内（据置期間１２月以内）					
	女性・若者チャレンジ資金	・「創業支援資金」における①又は②の融資要件を満たしていること。 ・佐倉商工会議所等の主催する起業指導等、又は認定経営革新等支援機関の支援を受けていること ・次のア～ウのいずれかに該当すること ア　個人においては、女性又は40歳未満の者（以下「若者」という）であること。 イ　新たに市内に本店等を設置する会社においては、代表者が女性又は若者であること ウ　会社においては、設立時から市の申請受領時まで代表者が女性又は若者であること	運転資金	５年以内（据置期間６月以内）	１，５００万円（注３）	１年以内　年　１．75% ３年以内　年　２．05% ５年以内　年　２．15% ７年以内　年　２．４%			
			設備資金	７年以内（据置期間１２月以内）					
	さくらチャレンジ資金	・「創業支援資金」における①又は②の融資要件を満たしていること。 ・国の認定を受けた市の創業支援事業計画に記載された特定創業支援事業における創業についての指導、助言等を受け、市長の認定を受けていること	運転資金	５年以内（据置期間６月以内）	１，５００万円（注３）	１年以内　年　１．65% ３年以内　年　１．95% ５年以内　年　２．05% ７年以内　年　２．３%			
			設備資金	７年以内（据置期間１２月以内）					
	商店街活性化資金（創業者枠）	・「創業支援資金」における①又は②の融資要件を満たしていること ・商店街等の空き店舗等で小売業、飲食業又はサービス業（洗濯業、理容業及び美容業、写真業及び写真現像・焼付業、学習塾及び教養・技能教授業、医療業、機械等修理業、物品賃貸業に限る）を行うこと ・商店街の空き店舗等で事業を開始しようと計画していること ・該当する商店会等に加入し、積極的に商店会の活動に携わること ・該当する商店会等と事前に協議（出店協議）を十分に行うこと	運転資金	５年以内（据置期間６月以内）	１，５００万円（注３）	１年以内　年　１．75% ３年以内　年　２．05% ５年以内　年　２．15% ７年以内　年　２．４%			
			設備資金	７年以内（据置期間１２月以内）					

■融資の返済方法

割賦払い（元金均等払いをお願いしております）

■連帯保証人及び担保

保証人：法人は原則代表者、個人は原則不要

担保：必要に応じて〈特別小口保険の場合は保証人及び担保は不要〉

■融資限度額・融資期間における注意事項

注１　当制度における資金併用限度額は既存融資残高を含めて５，０００万円
注２　小規模事業資金の融資限度額は２，０００万円から保証付融資残高を減じた額もしくは１，２５０万円のいずれか低い額
注３　創業関連保証を利用する融資の融資限度額は、創業関連保証を利用している保証付融資残高を含めて合計３，５００万円以内

佐倉市中小企業資金融資制度申込書類一覧　　**○・・必須書類、△・・該当者のみ必要**

必要書類＼資金名		小規模事業資金	さくらチャレンジ資金 女性・若者チャレンジ資金 創業支援資金	商店街活性化資金	事業転換資金	備　　考
（申込人書類）						
佐倉市中小企業資金融資申込書（様式第１号）		○	○	○	○	市所定様式
信用保証委託申込書・保証人等明細		○	○	○	○	保証協会所定様式
申込人（企業）概要		○	○	○	○	保証協会所定様式
信用保証依頼書		○	○	○	○	保証協会所定様式（金融機関が記入）
個人情報の取扱いについての同意書		△	△	△	△	保証協会所定様式、既に包括同意型で提出している場合は不要
印鑑証明書		○	○	○	○	個人：市役所市民課、法人：法務局
直近で佐倉の市民税又は固定資産税の課税等が確認できる書類		△	△	△	△	納税通知書、課税通知書、法人税確定申告書など
納税証明書（市町村税について滞納が無いことの証明書）★		○	○	○	○	市役所債権管理課
営業許可証・認可証の写し		△	△	△	△	許認可業種の場合
受注明細書		△	△	△	△	建設業等受注業種に必要
宣誓書		△	△	△	△	飲食業・軽微な建設業
創業計画書・再挑戦計画書			△	△		保証協会所定様式
事業転換計画書					○	
事業に着手、又は着手しようとしていることが確認できる書類			△	△		開業届、事業所の賃貸や仕入に係る契約書など、創業前の申込者のみ。
佐倉市商店街活性化資金融資要件確認書（様式第２号）				○		市所定様式
佐倉市中小企業資金融資創業届（様式第４号）			△	△		市所定様式
特定創業支援事業による支援を受けたことを証する書面			△			
設備資金	見積書の写し、契約書の写し（設備資金のみ）	△	△	△	△	
	カタログ図面等	△	△	△	△	ホームページの写しでも可能
	建築確認書の写し	△	△	△	△	新築及び増築（10㎡以上）について必要
	所有者の承諾書	△	△	△	△	賃貸物件の改装等の場合に必要
	佐倉市中小企業資金融資設備設置完了届（様式第５号）		△	△		市所定様式
法人	現在事項全部証明書	○	△	△	○	法務局等で取得（ネット謄本可）。創業後の事業者のみ。
	定款の写し	○	△	△	○	
	代表者の住民票	○	○	○	○	市役所市民課
	決算書の最新３期分の写し	○	△	△	○	電子申告の場合は受信通知があるもの
	残高試算表（決算後半年を経過している場合）	△	△	△	△	
個人	住民票	○	○	○	○	市役所市民課
	確定申告書の最新３期分の写し	○	△	△	○	電子申告の場合は受信通知があるもの
	月別売上金額	○	△	△	○	
（連帯保証人が必要な場合）						
納税証明書（市町村税について滞納が無いことの証明書）★		○	○	○	○	市役所債権管理課
印鑑証明書		○	○	○	○	市役所市民課

※上記のほか、必要に応じ、他の書類を提出していただく場合もございます。
（ＮＰＯ法人の場合、特定非営利活動促進法第２８条に規定する事業報告書・計算書類（活動計算書及び賃借対照表）及び財産目録・
年間役員名簿・社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面を上記書類と併せて提出してください。）

※３ヶ月以内に発行された証明書をご提出してください(写しでの提出も可能です)。

★滞納が無い旨を証明する税目：市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税
申込人及び連帯保証人が市外居住の場合、居住先の証明書も必要です（一例　千葉市：滞納無証明、八千代市：滞納のない証明）。
上記証明書が提出できない自治体の場合に限り、直近２ヵ年で納税されている全ての税目についての納税証明書で代用が可能です。
佐倉市税に限り、納税確認同意書を提出すれば不要です（商工振興課が債権管理課に納税状況を確認します）。ただし、確認には５日ほどかかる場合がありますので、早い審査を希望される場合は、納税証明書を提出してください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。
〈問い合わせ先〉　佐倉市経済環境部商工振興課　　電話：043-484-6529

◇利用にあたっての注意事項

◆融資の資金は市内で行う事業に要する経費に充てることから、運転資金は市内の本店等が調達する場合、設備資金は市内に設備を設置する場合に限ります。

◆「創業支援資金」、「女性・若者チャレンジ資金」、「商店街活性化資金（創業者枠）」、「さくらチャレンジ資金」の融資を受けられた方は、本融資に係る事業を開始後、佐倉市中小企業資金融資創業届（様式第４号）を市に提出していただきます。また、設備資金の融資を受けられた方は、併せて本融資に係る設備の設置が完了後、佐倉市中小企業資金融資設備設置完了届（様式第５号）を市に提出していただきます。

◆市が、資金使途や融資対象について不適当と判断した場合は、申込をお断りする場合があります。

◆個人の「小規模事業資金」融資対象者で、保証協会の「特別小口保険に係る保証」の適用を受ける場合は、市県民税の過去１年間に所得割額があり、完納していることが必要です。（均等割額のみ課税されている場合は対象になりません。）

◇『事業資金』利用時の信用保証料の割引について【新規協会利用者サポート制度】

現在、千葉県信用保証協会の保証付き融資を利用しておらず、取扱金融機関との直近の融資取引が１年以上ある方で、千葉県信用保証協会が定める一定の要件を満たす場合、通常の信用保証料から一律０．１５％の割引となります。

詳細は、取扱金融機関または千葉県信用保証協会へお問い合わせください。

【千葉県信用保証協会　☎０４３－２２１－８１１１】

◇責任共有制度の概要について

中小企業者の方が金融機関から事業資金の融資を受ける際、保証協会が保証人となる保証付融資については、一部の保証を除いて、原則として保証協会の保証が 80%の保証となり、金融機関が 20%の信用リスクを負担することとなりました。

□ 利子補給制度について

金融機関からの融資を受けた借入者の利子負担を軽減するため、借入利息の一部に対して助成を行っています。

利子補給金は毎年上期（7 月末）と下期（1 月末）の年 2 回集計し、概ね 2 ヶ月後にご利用の金融機関を通じて口座に振込みます。

※市外移転、廃業、代位弁済等の事由により融資要件に該当しなくなった場合は利子補給の対象外です。

※利子補給金受領済みの期中に、繰上返済により**戻し利息**(先に支払った利息に対して、払いすぎた利息分が戻ってくるもの)が生じた場合は、戻し利息分に相当する利子補給金を**返還していただきます。**

利子補給率	融資利率の 1/2（年利 3.0%を超える場合は年利 3.0%）

□ 市内取扱金融機関一覧（順不同）

金融機関名	支店名	電話番号
株式会社千葉銀行	佐倉支店	043-484-2131 （窓口：佐倉支店）
	うすい支店	
	志津支店	043-487-1231
	ユーカリが丘支店	043-461-8111
千葉信用金庫	佐倉支店	043-484-2021
	志津支店	043-487-7281
株式会社京葉銀行	佐倉支店	043-486-3311
	志津支店	043-461-1021 （窓口：ユーカリが丘支店）
	うすい支店	
	ユーカリが丘支店	
東京東信用金庫	臼井支店	043-484-3017
株式会社千葉興業銀行	佐倉支店	043-312-7661 （窓口：四街道支店）
佐原信用金庫	佐倉支店	043-486-1131
銚子信用金庫	佐倉支店	043-485-1104
株式会社みずほ銀行	ユーカリが丘支店	03-6631-9542 （窓口：法人営業オフィス）

上記支店のほか、佐倉市に近接する支店での取扱が可能な場合がありますので、商工振興課までご相談ください。

□ 経 営 相 談

佐倉商工会議所では、創業、経営、金融（資金繰り）、税務（記帳・節税対策）、労働管理、取引、専門家による相談など企業経営にかかわることなら、何でも相談できます。どうぞご利用ください。

＜ 佐倉商工会議所　中小企業相談所 ＞

日　時　　月～金曜日　　午前 8：30～午後 5：00（年末年始・祝日を除く）
場　所　　佐倉市表町 3-3-10　佐倉商工会議所内
連絡先　　ＴＥＬ：043-486-2334　E-mail　webmaster@sakura-cci.or.jp